

令和2年4月14日

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対応」

(続報・テレワークの導入の推進、学事日程等の検討状況、雇用維持等に対する配慮等)

4月10日、文部科学省の専修学校教育振興室は各都道府県等専修学校・各種学校担当に5点の周知依頼等を発出し、それぞれ各学校等への周知を依頼しました。

それぞれ各学校等への周知の依頼内容は以下のとおりです。

1. (情報共有) 新型コロナウイルス対策等を踏まえた地方公共団体におけるテレワークの導入の推進について (通知) (各都道府県等、各学校向け)

令和2年4月6日付け通知「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について」(2初初企第1号)

https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言がなされるとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」が閣議決定され、地方自治体によるテレワーク導入促進の取組を強化することとなりました。これを踏まえ、地方公共団体におけるテレワーク導入推進について、総務省より上記通知を発出していますので、送付いたします。

各都道府県等では、各専修学校・各種学校に参考情報として上記リンクを周知いただき、各専門学校・各種学校においてテレワークの実施に当たり上記リンクを参考に、必要に応じて首長部局と連携を図るなど、引き続き適切に対応いただくようお願いいたします。

2. (結果公表) 新型コロナウイルス感染症対策に関する専門学校における学事日程等の検討状況について (各都道府県等、専門学校(専門課程)向け)

文部科学省専修学校教育振興室「新型コロナウイルス感染症対策に関する専門学校における学事日程等の検討状況」(令和2年4月10日(金)18時00分時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

各都道府県等および各専門学校の協力により、本日、新型コロナウイルス感染症対策に関して、専門学校における学事日程等の検討状況等(令和2年4月10日(金)18時00分時点)の調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。(上記リンクを参照ください)

3. (再周知) 感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供について/新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が出された場合における臨時休業の考え方について (各都道府県等、各学校、生徒向け) ⇒ (再周知)

令和2年4月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が示された場合における専門学校等の臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」（2文科教第39号）

https://www.mext.go.jp/content/20200408-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

（特に再周知いただきたい通知の該当箇所P. 5、7－8）

4月7日付の総合教育政策局長通知でも示していますが、在籍する生徒や教職員等に対し、臨時休業を行うか否かに関わらず、夜間も含め、密閉空間、密集場所、密接場面の3条件が同時に重なる場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、生徒等に適切に注意喚起を行うとともに、新たな海外渡航の自粛および検疫強化対象地域から帰国した場合の14日間の待機要請等について、適切に周知徹底を行うようお願いいたします。

また、国内の感染拡大が見られる地域からそうでない地域への移動についても感染拡大のリスクを高める行動と考えられるため、生徒や教職員に対し不要不急の外出は控えるよう、適切に注意喚起を行うようお願いいたします。

4.（情報共有）新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について（各都道府県（私立）、各私立学校向け）＜資料①＞

事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じていきます。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規に関わらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなど助成率の上乗せ、雇用保険被保険者でない労働者の休業対象への追加、申請に係る負担軽減など追加措置を実施します。

私立専修学校・各種学校の所轄庁は、所轄する各私立の専修学校・各種学校に対して、このことを周知いただき、各私立の専修学校・各種学校においては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者および派遣労働者ならびに新卒の内定者の方々等の雇用の維持を図るため、改めて一層の協力をお願いいたします。

5.【事務連絡】新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤者の削減について（各都道府県等、各学校向け）＜資料②＞

令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。

同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の低減に積極的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」ことと

しています。

については、各都道府県等では、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して別添の資料②の周知をお願いします。

また、各専修学校及び各種学校においては、資料①の別添1「出勤者7割削減を実現するための要請について、参考資料1（基本的対処方針）・参考資料2（厚生労働省ホームページ等）」、別添2「出勤者7割削減を実現するための要請について」を参考に、出勤者7割削減に向けた取組を実施していただくようお願いします。

【重要連絡】（専門学校（専門課程）向け）

専門学校の学事日程調査（開校状況等）について、引き続き、緊急事態宣言が発出されたことや各自治体や学校の状況に鑑み、未回答の専門学校だけでなく、既に回答いただいた専門学校も、開校状況を変更した場合、開校状況等の入力をお願いします。（〆切はありません。）

回答状況が大変高く、感謝しています。

引き続き、緊急事態宣言等により、開校状況や遠隔授業の活用状況について変更がありましたら、下記フォームより回答ください。

=====

新型コロナウイルスなどへの対応で、大変ご多忙の中、誠に恐縮ですが、専門学校における学事日程の検討状況等に関する別紙の事項について、下記URLから調査フォームにアクセスし、回答をお願いします。

なお、URLにアクセスができない（開けない）場合は、時間をおいて再度アクセス下さい。（〆切はありません。）

登録フォーム URL

https://pf.mext.go.jp/admission/gakuzinitteikentou_200406.html

=====

学生生徒・教職員の感染者や濃厚接触者の情報、休業情報は所轄庁である各都道府県等専修学校・各種学校担当に連絡ください。

夜間や休日に緊急の情報提供・相談がある場合に限り、以下の専修学校教育振興室の公用携帯までご連絡ください。

x9j1d6k7f54dp6xfqw8z@docomo.ne.jp

070-4408-6855

なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合があります。

以上